

品 目 名	平成１５年９月改定ガイドライン	進 捗 状 況 （ 現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置 ）	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置																
27. 潤滑油	潤滑油のリサイクルを推進する観点から、（社）潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組を実施する。 １．潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充 （社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を推進し、潤滑油ユーザー、機械メーカー等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力の促進を図る。 ２．非塩素系潤滑油への転換の推進 潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組を引き続き推進するとともに、塩素系潤滑油の技術代替等を進める。	○（社）潤滑油協会に潤滑油リサイクル対策委員会を平成１１年７月に設置。 平成１２年度からは、（社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合及び全国オイルリサイクル協同組合等関係業界団体が連携し、活動を開始。 【実態の把握】 ・金属加工油を中心とした生産量調査を毎年継続実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。 ・公衆浴場における使用済潤滑油、再生重油等の使用実態を明確化（平成１３年度）。 主な調査結果は以下のとおり。<table><tr><td>使用済潤滑油及び再生重油の使用実態</td><td></td></tr><tr><td>使用比率</td><td>約３０％の浴場で使用</td></tr><tr><td>１浴場あたりの使用量</td><td>約３，０００Ｌ/月</td></tr></table> ・再生重油及び再生潤滑油の数量調査を継続的に実施。 再生重油の生産量（全国オイルリサイクル協同組合メンバー）は以下のとおり。<table><tr><td>平成１２年度</td><td>２４２千Ｌ</td></tr><tr><td>平成１３年度</td><td>２７５千Ｌ</td></tr><tr><td>平成１４年度</td><td>３２２千Ｌ</td></tr></table> ・自動車解体業における使用済み潤滑油の処理実態を明確化（平成１４年度）。 主な調査結果は以下のとおり。<table><tr><td>使用済潤滑油発生量</td><td>６５３Ｌ/月・社</td></tr><tr><td>廃油処理の実態</td><td>業者委託　　６８％ 自家燃料への利用　２６％ 自社焼却　　６％</td></tr></table> 【広報・啓蒙活動】 ①リサイクル全般 ・平成１５年度にミニハンドブック「潤滑油リサイクル」を作成配布し、潤滑油メーカー及びユーザー等関係者に対し潤滑油リサイクル全般に関する事項を普及（平成１５年度～） ②分別回収 ・潤滑油ユーザーにおける使用済潤滑油の分別回収を促進するため、ＳＳ及び整備工場等を対象にした、リーフレットを作成し配布（平成１１年度） ・潤滑油ユーザーにおける塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するため、一般工場等を対象にしたパンフレットを作成配布（平成１２年度～／平成１４・１５年度に内容改訂） ・潤滑油使用現場向けのポスターを作成配布（平成１４年度～） ・一般工場等を対象にした非塩素系潤滑油への転換推進に向けたリーフレットを作成配布することにより、非塩素系潤滑油への転換推進を強化（平成１５年度～）。 【製造及び使用転換に向けた取り組み】 ・塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）から非塩素系潤滑油への転換に向け、関係業界団体を中心に、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大依頼、ユーザーに対する非塩素系潤滑油の使用協力依頼を推進（平成１２年度～） 【非塩素系潤滑油への転換状況】 ・潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油への展開及びユーザー等への普及広報により、塩素系潤滑油の使用は大幅に減少。 ・潤滑油リサイクル対策委員会の調査によると、塩素系金属加工油生産量の推移は以下のとおり。	使用済潤滑油及び再生重油の使用実態		使用比率	約３０％の浴場で使用	１浴場あたりの使用量	約３，０００Ｌ/月	平成１２年度	２４２千Ｌ	平成１３年度	２７５千Ｌ	平成１４年度	３２２千Ｌ	使用済潤滑油発生量	６５３Ｌ/月・社	廃油処理の実態	業者委託　　６８％ 自家燃料への利用　２６％ 自社焼却　　６％	○分別回収推進、非塩素系潤滑油への転換推進にかかる取り組み ・排出元の調査を引き続き実施し、使用済潤滑油の処理実態の更なる明確化を図る。 ・引き続き、パンフレット及びリーフレット等の普及媒体等を通じて、塩素系潤滑油の分別回収促進及び非塩素系潤滑油への転換推進の取組を継続実施。 ・ユーザーにおける非塩素系潤滑油への転換促進を図るため、非塩素系潤滑油を製造しているメーカーに関する情報をインターネット等により公表・普及する取組を平成１６年度から実施。 ・塩素系添加剤に関する安全性情報を潤滑油メーカー及びユーザー等関係者へ普及広報。 ・難削材加工用等技術的代替が困難な塩素系潤滑油の種類と数量を把握するとともに、使用及び廃棄（焼却）時における対策等を検討。
使用済潤滑油及び再生重油の使用実態																			
使用比率	約３０％の浴場で使用																		
１浴場あたりの使用量	約３，０００Ｌ/月																		
平成１２年度	２４２千Ｌ																		
平成１３年度	２７５千Ｌ																		
平成１４年度	３２２千Ｌ																		
使用済潤滑油発生量	６５３Ｌ/月・社																		
廃油処理の実態	業者委託　　６８％ 自家燃料への利用　２６％ 自社焼却　　６％																		

		平成１０年度　６８千kl 平成１１年度　６０千kl 平成１２年度　４９千kl 【技術代替等】 ・メーカー各社が取り組んでいる非塩素系潤滑油の開発状況について随時確認。	
	3．使用済潤滑油の分別回収の促進 潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取組を継続実施する。	○上記広報・啓蒙活動を行うとともに、表示ラベルの貼付を促進 ・塩素系潤滑油容器への表示ラベル貼付を開始（１３年度～） ・表示ラベル貼付の実績は以下のとおり。 平成１３年度　約３１９,０００枚 平成１４年度　約３１８,０００枚	○今後も表示ラベルの貼付促進のための活動を継続 ・貼付状況を把握するための調査を実施し、未貼付企業に対し協力を要請。 ・ラベル作成会社の斡旋等貼付効率を上げるための取組みを継続。